

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

タイトル	Monitoring/ reporting emissions & baselines methodologies (排出量とベースラインのモニタリングと報告)
主催	IETA
日時	2005年12月2日
主要討論者	<ul style="list-style-type: none"> <li>- Mr. Johan Pype (Tractebel Engineering)</li> <li>- Mr. Gereth Phillips (SGS)</li> <li>- Mr. Gudmundur Sigurthorsson (DNV)</li> <li>- Mr. Tod Delaney (First Environment)</li> </ul>
目的	ヨーロッパ排出権取引スキーム(EU ETS)が開始し、25カ国内の施設はモニタリングやレポートを実行してきた。これらは2006年3月31日までに検証機関により検証される必要がある。しかしながら、検証のプロセスにはまだ問題が山積みであるため、この一年間に得られた検証に関する教訓や情報を共有する。
発表の概要	<p><b>【Johan Pype : Tractebel Engineering】</b></p> <p>2005年1月1日より開始したEU排出権取引スキーム(EU ETS)は、11,428施設が年間2,191Mtアロワンスを持ち、EUのCO2排出量の44%がカバーされている。2005年6月20日までに25の国内割当計画(NAP)が欧州委員会より承認された。そして、2006年2月15日までにモニタリングのレポートを提出して(MS- decision)、2006年3月31日までに2005年度の排出量に関するレポートを検証する必要がある(Dir.2003/87/EC Art.15(2))。</p> <p>企業の炭素排出に関するマネジメントは、アロケーションのマネジメント、モニタリングとレポートのマネジメント、コンプライアンスのマネジメント、という3つの主要な分野がある。では、自助努力による削減、CDM/JIの利用、排出権取引のパターンがあるが、取引の際にも普通の投資にみられるような戦略が必要である。アロワンスを管理するには、規制、税制、アカウンティングの問題とともに、各施設からの排出量を確認しておくことが求められる。</p> <p><b>【Gereth Phillips : SGS】</b></p> <p>EU ETSにおけるモニタリング、レポート、検証において、3つの主要な事項がある。ひとつは、EU指令であり、これに関連するところではArt. 14(3)において年間レポートの提出が、Art. 15において検証レポートに関する事項が、Annexにおいて検証のクライテリアが決定していることである。</p> <p>次に、モニタリングとレポートのガイドラインであるが、これらは各々の国/地域の規制としてさらに解釈されるため、その数は25以上になる。</p> <p>最後に、アクレディテーション(認定)のガイドラインであるが、これは現在のところ35から50ほどのアプローチがあり一貫していない。</p> <p>このような統合された方法がないためにコストとリスクを生じさせることになる。</p> <p>これまでに経験として、イギリスとドイツのみがレポートされた及び検証されたデータを基にアロケーションを行った。イギリスは、レポートの質が高いとはいえない件もいくつかあ</p>

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

	<p>るが、これまでの経験に助けられ許容範囲のものが多い。一方、ドイツは時間が限られていたために十分な準備ができず、レポートと検証の質に問題が残る。上記 2 カ国以外の 23 カ国は、中間検証を実施した施設が少なく、さらに遅れているのが現状である。</p> <p>2006 年 3 月 31 日までに約 12000 のレポートが提出、検証されなければならないが、時間が非常に限られていること、多くの企業は未だ準備段階にあること、制度が整っていない国がいくつかあること、大量のレポートを集中して検証機関が検証しなければならないこと、など問題は多い。</p> <p>回を重ねる毎に質が高くなるであろうが、信頼性や効率性を求めるならば、私企業、市場関係者、各国政府、欧州委員会、検証機関の各アクター間での連携が必要だろう。</p> <p><b>【Gudmundur Sigurthorsson : DNV】</b>      アクレディテーション(認定)の現状として、制度が整っている国はほぼなく、検証(プレベリフィケーション)を受けた施設も極めて少ない。フランスやドイツなどの国では、レポートの提出期限を 2 月下旬に変更した。</p> <p>このような現状を受け、モニタリングレポートを短期間で検証するためにどの機関が認定されるのか、認定や検証のスタンダードを妥協してしまった場合、EU ETS は後々修正するだろうか、不遵守の場合の罰則は現実に可能だろうか、などのいくつかの課題がある。</p> <p>このような問題が起こるようになって原因として、EU 指令や MRG が真剣に検証の問題を考慮していなかったこと、Competent Authority や企業は検証のための整備ではなく、NAP に意識が集中していた理由があげられる。</p> <p>Competent Authority はこの問題に関して何らかの解決策をもたらす必要がある。もしこれらの点に関して何の進展もない場合、イギリスやドイツで活動している検証機関を利用して検証するという手段がある。</p>
資料	<a href="http://www.ieta.org/ieta/www/pages/index.php?ldSitePage=993">http://www.ieta.org/ieta/www/pages/index.php?ldSitePage=993</a>

文責：錦 真理 (GEC)